

平成29年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成29年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成30年3月31日

福井県知事様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1 開催状況

《第1回》

- (1) 日時 平成29年6月2日(金) 9:30～11:30
- (2) 場所 県庁10階 審問廷
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 敦賀港海岸環境整備事業(防災・安全交付金(補正))その1
 - イ 水月湖年縞研究展示施設(仮称)展示棟建築工事
 - ウ サッカー競技会場整備事業その2工事
 - エ 橋梁補修工事(防災・安全交付金)28-3
 - オ 平成28年度地すべり対策事業 神野2期地区 委託第2号
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第2回》

- (1) 日時 平成29年9月1日(金) 9:30～11:30
- (2) 場所 県庁10階 審問廷
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 橋梁補修工事(防災・安全交付金)H29その2工事
 - イ 平成29年度経営体育成基盤整備事業(ほ場)小羽地区第1号工事
 - ウ 平成29年度スポーツ・体験観光促進事業 六呂師高原地区第1号工事
 - エ 県営第一工業用水道事業配水管制水弁更新工事 その1
 - オ (県単)道路改良工事 調査・設計業務委託
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第3回》

- (1) 日 時 平成29年11月6日(月) 13:00 ~ 15:00
- (2) 場 所 県庁10階 審問廷
- (3) 出席委員 荒井委員、川上委員、清水委員、藤井委員 ※金崎委員は欠席
- ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 道路改良工事(社会資本整備総合交付金(広域連携))その8工事
 - イ 港湾施設改良費統合補助事業(防災・安全交付金)その1工事
 - ウ 平成29年度 基幹水利施設ストックマネジメント事業
 - エ 県庁舎空気調和機改修工事(H29)
 - オ 広域河川改修工事(防災・安全交付金)調査業務委託29-1
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第4回》

- (1) 日 時 平成30年3月20日(火) 9:30 ~ 11:30
- (2) 場 所 県庁10階 審問廷
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
- ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 衛生環境研究センター(本館)耐震補強・リフレッシュ建築工事
 - イ 吉野瀬川ダム建設工事 29-4 工事
 - ウ 平成28年度 中山間地域総合整備事業(一般型) 越前中部地区第3号工事
 - エ 福井警察署幾久交番新築工事
 - オ 道路改良工事(地域連携推進)地盤変動影響事前調査業務委託その1
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

2 主な質疑および説明

(1) 入札制度全般

Q 1級土木施工管理技士でないと総合評価の加点がされないのか。(第1回ア)

A 入札参加要件は1級または2級土木施工管理技士でよいが、総合評価は1級土木施工管理技士でないと加点にならない。

Q 委託の最低制限価格も工事と同様か。(第1回ウ)

A 地質調査、測量調査、設計等業種によりそれぞれ異なる。

Q 1者入札となった理由は何が考えられるのか。(第2回ウ)

A 同時期に発注したスキー場の管工事との工事の調整を考慮すると工期的に難しかったことと、スキー場の勾配のある場所に人工スキー用の人工芝を張り巡らせるという工事は県内でも例がなく、今回初めての施工となるため、技術的な面で業者が敬遠したのではないかと考えられる。

Q 工事成績の3点の差はどの程度のものか。(第3回ア)

A 工事成績の平均点が約76点であるので、80点というのはかなり高い方である。発注された工事の金額により、工事成績の評価点0.1点がどれくらいの金額に相当するか異なる。

Q 価格競争としたのはなぜか。(第3回ウ)

A 発注金額の基準によって決めている。

Q 今回4回目ということだが、全て同じ条件で入札か。(第3回エ)

A 発注金額が異なるため、27年度のみ価格競争、その他の年度で総合評価の方式とした。

Q この工事に入札した業者が橋脚の上部工、下部工等の発注に携わっているのか。(第4回イ)

A 今回の工事は交通安全施設工事であり、この入札参加資格を持っている業者が入っており、上部工等の発注は業種が異なればその業種の入札参加資格を求められるので必ずしも、今回入札した業者が上部工等の土木一式工事の入札に参加しているわけではない。

(2) 総合評価落札方式関係

Q 技術提案の加点がされていない業者は、技術提案をしなかったということか。(第1回イ)

A 技術提案はしてきているが、採用された提案がなかったということである。

Q 品質の確保の観点から、もっと技術提案がなされるように工夫してみても。(第1回イ)

A 今回の建築一式については、工法がある程度定められているため、技術提案が難しいが、今後、発注の際にはもっと技術提案が増えるような工夫についても検討する。

Q 応札した業者の所在地はどの業者も工事場所までの距離は変わらないようだが、地域要件で加点が異なるのはなぜか(第2回ア)

A 工事施工場所は三国土木事務所管内であるため、施工市町、三国土木事務所管内に所在地がある業者に加点されるようになっているためである。

Q 主たる営業所の所在地による加点が効いている印象がある。県内業者に業務をとってもらい、能力のある業者を確保することと、県外業者が入り競争性が確保されることとどちらも重要ではある。試行開始より年数が経過しており、そろそろ制度について、検討の余地もあるのではないか。(第2回オ)

A どちらの視点も大事であり、難しい点ではあるが、制度の検討については今後も継続して行う必要があるという認識でいる。

Q 地域防災力維持型とはどういう視点で評価しているのか。(第3回ア)

A 過去2年間の工事成績、自社施工配置技術者の資格、除雪契約、災害協定の有無等である。

Q 県内業者はゼロというのは、経験がないと今後もしないのではないか。(第3回オ)

A 今回は対象となる生体を具体的に絞り、生態や卵の個数等を調査するという、かなり具体的な数字を求めている特殊な業務であり、頻繁に発注されるようなものではないため、調査できる業者は限られてくる。

Q あらかじめ、技術提案が求められていることが分かっている、点数に差がつくのはなぜか。

(第4回ア)

A 安全対策、品質に係る提案等があるが、それぞれ提案される内容を具体的に示されたものを審査して点数をつけた結果、差がついたということである。

Q 墳墓の調査実績の有無を参考に指名業者の選定をしているのか。現況調査のみであれば、墳墓の調査実績にこだわる必要はないかと思われる。(第4回オ)

A 墳墓の調査実績業者以外にも調査可能と判断した業者を含めて選定している。

(3) その他

Q スクラップ控除とあるが、何か。金額が低くはないのか。

A 工事した際に切断し不要となった金属について、(資源として) 買い取ってもらう価格であり、今回わずかに出た量を積算したため、金額が低い。(第1回エ)

Q 工事成績のつけかたはどのような基準か

A 工程管理、出来形管理、品質、地元貢献等、基準が統一化されたもので成績を付けている。工事中に事故等を起こすと減点となる。

3 検討を要する事項

特になし